

正智深谷高等学校PTA会則

第1章 名称及び事務所

第1条 本会は正智深谷高等学校PTAと称し、事務所を正智深谷高等学校内に置く。

第2章 目的及び事業

第2条 本会は憲法に則り、教育の民主化を図り生徒の健全な育成に務める事を目的とする。

第3条 本会はその目的を達成するため次の事業を行う。

- (一) 民主的教育についての研究と推進
- (二) 学校と家庭との連絡、会員相互の親睦教養の向上
- (三) 生徒の学力、運動能力、保健等の向上のための協力と家庭教育の充実
- (四) 生徒職員の福利増進
- (五) 学校の教育的環境の整備と充実
- (六) その他本会の目的達成に必要な事業

第3章 会 員

第4条 本会は次の会員を以て組織する。
生徒の保護者及び本校職員

第4章 役員及び顧問

第5条 本会に次の役員を置く。会長1名・会長補佐若干名・副会長若干名・常任委員若干名・監事2名・委員若干名・会計2名

第6条 本会に顧問を置くことが出来る。顧問は総会で推薦する。

第7条 会長は会員の中から選出し、総会に於いて選任する。各支部長は副会長を兼任する。学校職員は委員及び常任委員とする。監事、会計は役員会の議を経て会長が委嘱する。

第8条 役員任期は1カ年とする。但し重任を妨げない。補欠又は増員により選任された役員任期は年度の在任期間とする。顧問については任期を定めない。

第9条 会長は会務を総理し、会議の議長となる。副会長は会長を補佐し、会長事故ある場合は会長の任を代行する。役員は役員会を構成し本会の主要事業を企画執行する。

第5章 会 議

第10条 本会に次の会議を置く。1. 総会 2. 役員会

総会は年1回とし必要ある場合は臨時総会を開くことが出来る。すべて会議は会長が之を召集するが、2支部以上からの要請がある場合は臨時に会議を召集することも出来る。

第11条 総会は次の事業を決議する。

1. 決算・予算に関する事項
2. 会長の選任
3. 会則の決定、変更
4. 会計報告及び会計監査報告
5. その他必要な事項

第12条 会議は総て出席者過半数を以て採決し可否同数の場合は会長が之を決定する。

第6章 経費

第13条 本会の経費は会費、入会金、寄附金その他の収入を以てこれにあてる。

第14条 会費は1人当たり1カ月700円とする。

第15条 新たに本校に入学又は転学した生徒の保護者は入会金として生徒1人当たり1,000円納める。

第16条 本会会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

第7章 記録

第17条 本会は次の書類及び簿冊を置き年度別に保管する。

1. 会則
2. 会員及び役員名簿
3. 会議議事録
4. 会計書類
5. 関係書類

第18条 前条の書類及び簿冊は必要に応じ適当年数保管する。

第8章 支部

第19条 本会はその目的及び事業を充実するため支部を置く。

第20条 支部には支部内委員の中から互選された支部長を置く。支部長は副会長を兼ねる。

第21条 支部長は本部と連絡のうえ、自主的に運営を行い必要に応じて支部会を開き目的達成のため学校に協力する。

第9章 改正

第22条 会則改正の必要ある場合は、役員会の議を経て総会の決議により行う。

附 則

会則の執行に関する詳細は、別に定めることが出来る。

附 則

本会則は昭和38年6月1日より施行する。

附 則(改正)

この会則は平成4年6月29日より施行する。

この会則は平成15年4月1日より施行する。

この会則は平成19年4月1日より施行する。

この会則は平成21年4月1日より施行する。

この会則は平成25年4月1日より施行する。